

化学肥料低減定着対策事業 のご案内

化学肥料の使用量低減に取り組む
農業者の皆さんを支援します。



～支援の内容～

① 土壌・生育診断の推進支援

…土壌又は生育診断の実施に要する費用の一部
(R5.7.12 時点で設定されていた料金の 1/2 以下)を支援。
支援対象期間中(令和 5 年 6 月 1 日～令和 6 年 3 月末)に JA たまな、
JA 大浜で土壌診断を受けられた方には、あらかじめ補助額を差し引いた
額で請求しますので申請は不要です。

② 堆肥の利用拡大支援(委託散布)

…堆肥(肥料法に基づく特殊肥料として届出があるもののうち、国内で発生する動
植物質を原料とするもの。ペレット堆肥除く)の委託散布に要する費用の一部
(4,000 円/t)を支援。

③ 緑肥作物の作付拡大支援

…緑肥作物の種子の購入額の一部(購入した種子の R5.7.12 時点で設定されて
いた税込額 1/2 以下)を支援。

④ 堆肥の利用拡大支援(自己散布) ※

…堆肥(②と同じ定義)の自己散布に要する費用の一部(4,000 円/t)を支援。

⑤ 国内資源活用肥料の利用拡大支援 ※

…堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した、ペレット状に加工された肥料の
販売額の一部(200 円/20kg)を補助。

※…現在申請中で未承認の事業ですが、スケジュールの関係上先行して受付を行
います。国から承認が受けられなかった場合事業を行うことができませんので、その
旨をあらかじめご承知おきのうえ、申請いただきますようお願いいたします。

裏面もご覧ください。

～申請に必要なもの～

- 化学肥料低減定着対策事業申請書(受付会場、窓口に準備しています)
- 事業を実施、または予約したことの証明書類の写し(納品書、注文書、予約票等)
- 過去1年以内に農産物の販売を行ったことが分かる実績の写し(農産物の販売伝票等)
- 振込口座がわかるものの写し(通帳等)
- (②④⑤の場合)散布した堆肥が肥料法に基づき登録されたものであることを証明する書類の写し(カタログ、パッケージ表示票の写しや写真、生産届等)
- (②④で既に散布が完了している場合)堆肥を散布したこと及び散布日が確認できる書類の写し(写真、作業日誌、散布日を記載した野帳等)

～受付会～

と き:令和6年1月10日(水) 午前10時～午後4時

ところ:天水町公民館多目的ホール

受付会以外でも市農業政策課窓口で申請を受け付けております。

申請の締切は令和6年1月31日(水)までです。

～その他～

- 補助対象は、**玉名市に住所を有する販売農家**のみです。
- 支援対象期間は**令和5年6月1日～令和6年3月末まで**です。ただし**令和6年1月31日までに購入または予約をし、令和6年3月末までに納品・散布されることが条件**となります。
- 環境保全型農業直接支払事業の有機農業に係る補助や、経営所得安定対策産地交付金、耕畜連携の補助事業で堆肥の散布に係る補助を受けている場合等、他の事業で同じ内容の取組に対して補助を受けている場合は対象外になります。
- ②④の堆肥は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)に基づく特殊肥料として届出があるもののうち、国内で発生する動植物質を原料とする堆肥を対象とします。また、この場合ペレット堆肥は対象外です。
- 請求された時点で割引を受ける場合、農業者の申請は不要です。詳しくはサービスを受けた農協、肥料販売会社にお問い合わせください。
- 支援金の振込は令和6年2月頃を予定しています。
- この事業は予算の範囲内で実施します。申請過多の場合、補助率が減少することがあります。

お問い合わせ先
玉名市地域農業再生協議会
(事務局:玉名市役所 農業政策課)
電話:0968-75-1126